

6 契検第 2 4 号
令和 7 年 3 月 3 日

建設工事の請負者 様

安城市長 三 星 元 人

主任技術者の専任に係る取扱いについて（通知）

日ごろは、本市の入札契約事務及び工事現場施工管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、安城市では、平成 2 5 年 5 月 2 7 日付けのお知らせにて、建設業法第 2 6 条、建設業法施行令第 2 7 条により専任の主任技術者を必要とする工事について、平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 4 8 号で国土交通省から示された取扱いを適用することとしていますが、専任の主任技術者が兼務できる要件及び兼務が認められる工事の数を下記のとおり一部改正しますので通知します。

この取扱いは監理技術者及び営業所の専任技術者には適用されませんのでご注意ください。

なお、本通知に伴い平成 2 5 年 5 月 2 7 日付け「主任技術者の専任に係る取扱いについて（お知らせ）」については廃止します。

記

1 専任の主任技術者が兼務できる要件

- （１）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- （２）工事現場の相互の間隔が 1 0 k m 程度であること。
- （３）同一の建設業者が施工する工事であること。
- （４）前 3 号の要件をすべて満たしていること。

2 兼務が認められる工事の数

1 の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数

は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とする。ただし、安城市が特別に認める場合はこの限りでない。

3 兼務配置のための手続き

同一の専任の主任技術者の配置を予定する場合は、入札公告に記載の質疑の期限までに「専任の主任技術者の兼務承認願兼通知書」（以下、「兼務承認願」という。）を契約検査課へ電子メールで送信すること。

なお、兼務承認願が提出された場合、発注者は 1 及び 2 について、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、個別に判断し、その可否をすみやかに通知するものとする。

4 留意事項

兼務承認願による承認を得ていない場合は、同一の専任の主任技術者による建設工事の管理は認めない。ただし、入札公告等において同一の専任の主任技術者による建設工事の管理が認められている場合は除く。